系譜

武家部下六

倭論語巻第六目録

武家部下

平時房　平時頼
青砥誠賢　源泰綱
源義兼　藤為範
源義朝　源尊氏
藤為頼　藤基尚
源頼茂　平朝時
平重時　平時宗
平時村　源泰氏

源義貞
源頼綱
藤宣能
橋正氏
源秀長
源則祐
源師氏
源氏頼
源高経
源高貞

源義興
源義詮
橋正成
橋正行
源顕家
源頼康
源頼基
源義深
源直義
源満貞

源満兼
源義持
源貞世
源勝元
平貞親
源貞秋
源義政
源氏綱
藤義鑑
藤助政

源義満
源義範
源満家
源忠高
平貞長
源義明
源義澄
源氏親
大内義隆
平貞久

源持豊
源義晴
源義元
源晴元
平貞良
源義頼
源晴信
朝倉義景
大江元就
源義卿
源満祐
源持廣
平貞孝
源義藤
源義秀
平氏政
平輝虎
平信長
豊臣秀吉
源行千世丸

藤長政
豊臣一松丸
源龍武丸
平虎之助
源鶴丸
平飛龍丸
源小法師丸
藤喜平次
源義弥

倭論語巻第六

武家部下

平時房曰兵乃法を相守り武士の名たるべき
義なり乃要なり勇猛ハ乃義なり神
とゝ人ハその人柄をふるしてゆかなり

平義時朝臣者時政二男也号佐介正四位下修理
權大夫相模守承久三年六月十五月六波羅に落負
應三六月十九日下向同補執權嘉禄元正月廿四日
卒 六十六歳

平時頼曰若ハ君下乃德を入君下ハ若乃義をあ

父ハ子にをしへ子ハ孝を家にし夫ハ妻をあられみ婦ハ貞をして毛あるハ毛なきに施ほどこさハ毛をうやまひ物ものの世ハ和明を養をくりへ愛敬をあらハし風儀をあらしなびかしてこのかみ弟にしたがひ兄ハ弟をあはれむ老ハ少をあはれ少ハ老をあはれむ人のこころのうちにあるなさけ人ハ人をあはれむこと鳥獣のむなるさめや国民のやむ処多し小家ハ家をさして命を仁義礼智乃測よりもしめんとぞ思ひぬるらむ也

いく度ものうちんたりむまきハむりなり

時頼康元元年十月廿三日五家まして最明寺乃禁とやけるが何事をも思ひ乃改みかお程なくに相づれ

給ひしく所乃人まうにおもうしけるの時法園をめぐつるく人の形をもとめつるに所あるぬ事をおとろく人ある方に人多かるうんとて同年十一月十又日乃和泉乃殿乃ひしつまとなる法園を見くるひしに播津也殿乃津の家乃所よ屋とをうの結くるくるをぞ和をうくるくりて歌うく計歌乃ひとなりて法園を見くるハけまなりしぞとあるれるをうして御ものうさかくに富戒出らるしぞ法後家之大位牌乃ぞくふ一首の和歌をうさて生給ひ

彼ら三人ひとしき事なり
和銅二年の十二月廿一日に遠倉ふかくて
後へ中さ物おそく海して後家を名く出し
年の
或人曰世事東鑑に外書籍に書き事也可為妄説
之由然共其比之大名畠山土岐佐々木家之日記具
有之故非妄説
平時氏二男寛元四年四月補執権寛元二年十月
廿三出家号道崇家明寺正四位下相模守弘長三
年十月廿三日辛三十二歳古今無双名将

青砥左衛門尉藤綱賢強倉に御かくし所を引う乃時
御程乃人々に公文とお編ら〻おれの家人乃
事理なりしれ〻の面く時の程城小物を也て
理非を引えさう所に書砥見を引明まく成
時云文文拾〻て〻の事に書国三百貫ぞ砥の屋
敷乃後の山まもおやう入まぬ書砥ら見をうんて
〻もうつらひて〻て〻〻〻〻〻〻〻〻〻
指方貫〻ら〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
よ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
乃〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

同人或時ぞめ〻川めぐりに志ら人銭十をおとせりが暗
和のゆなきに求るに人たりかしぞまづ乃銭なきは
弱求めを不及志ら〻ぞ人の借て渡りけるぞ砥式
ゆをとりて銭五十文をつりぞあいまりをかりをてぞ
求に行らりて銭よりとの十銭を渡て志ら人いかりて
ぬ。通金沖仕事をゆて〻ぞ志砥屋八天下乃智
者〻云方に志ら〻つりとけるいとけ人乃千銭を求
んとて。千銭を捨られ〻事をゆ〻ねと也りく乃
仕法ゆ〻ふ。別をゆて書砥を百て見をと是
〻〻ゆ人乃書砥の〻ぞ〻ゆ人〻ゆて。天

下ゆ行以人を志らびぞ。千銭ハ高人乃志に浅く天下
ゆて家をうり千銭失ゆ人ハ天下乃あ〻〻千銭ゆ
捨へ人ゆ五十銭を志て十銭を求るなりゆ〻ゆ〻ゆ人ハ別
を五通金乃人〻ゆ感して家〻ゆ見記ゆ志〻
作〻ゆ
或時別乃爰ゆ乃通乃つけゆて。書砥屋を利人
て天下と居る小業家第人かりて小〻三五の日和毎ゆ
爰ゆ志ゆ〻ゆ人ゆ止事を志えゆて。別書砥をゆ
〻世。爰爰乃人ゆ〻〻〻浅く〻〻〻ゆ行〻〻〻ゆ通後を旁
一方の職接せらるぞ。ゆ〻ゆ人ゆ百銭もその職〻〻

すぐる物なきはいとて。大領の業法を型ばかり
まもるばかりにて。是は大守乃西言葉をもて是はなぐさ
ぶ事。まもるばかり肩さらるゝ所へ人もあるべき
さらるゝやうにや中くに乃事なりとて退出し給ふ也

傳未考重而作後人考へ

源泰綱曰。何事をもなすべきなるべき人をもなるべき
伝的さるべき人なり。物知りかゝる人ならでは
ぬなりなるべく知る人は人に侍ることはなるべ
きぬなりまことに人は人にまかせいたしてはを
うり給ふ所に給ふるやうにあるべし

又曰。人をもの言ふ時は賜て後人の孫をもまたまもて
後人まことに孫負は負はるべきなるべ
をもまた給者は數給ふもいとをあてを

や

源信濃三男字多源氏後五位上右馬權正嘉元年
月吉神輿入洛之時依陰之自後深草院賜六角称号
景徴正五位下弘長三年十二月廿二生家生西建治二
年五月十七卒毎平泰時女
源義兼曰。法をもて國を爭ふ人は雖勝負をもて

まそと申娘人ハ錦手ありしとてもかしこくいふ

源義康男号足利右馬頭従四位下八条院蔵人

母ハ熱田範忠女正治元年三月八日卒ス身長九尺五寸

日本無双之大男也号ス駿阿寺ト

敬為範曰害をもて人をきる人ハ多郷をもて人を

組む人をもかしこ錦まろくへをみかあしく事ぞすゝむ

うん

藤原利仁将軍八代従五位下成家男也従五位下

右馬ノ尉延仁安二年正月　晦日使宣建仁二年十

月廿一日卒ス　八十一歳

源義助ハ元弘年中よ新田義貞と小条相模守

と不和のよしにてすでに謀叛をおこし大軍むかふの由

新田の一門軍勢をまねくとておうひハ酒

田城として利根川とおよおそくたてうりん

おうひハ越後の一門をまねき津張へむかひて

上田よ楯籠おんとぜんぎまちくおうかすよ笑

負す翻屋二良義助すゝめて曰丈士ハ死をを

うらんしぶくとおそんをも唯偏首ハ胸よあて謀

金を惜として討死せんハ是子孫の面目なるべしと

なり。依之一門皆く新田をもち立謀叛をおこして攻

出家方くよりの勢とも仰て行るく過倉を攻落さ
なり

義貞朝臣舎弟号脇屋右馬佐従五位下賜ふ

三年五月五日於矢別ニ病死

源義氏公曰人る乃天年三不あり弟二を為
弟三敬なり

又曰ふとへハ人対よ素じそのいきりひハ張良をあざ
むきたるんをいをかいがしろにをとを為よ三宝な
うやまひ吾神明乃をもしへをまもらぬものハたちひ
運はくくをも一世二世まてハ保ちうしをろうあして

信心あるものハ運はようひ賞ありて勇あり
ぶ信心乃ものハ運はようしかりひ勇めるものなを
の運ひるまひ乃勇にまようひて神明加護あるを
ちくをを

清和天皇十五代足利讃岐守源貞氏号征夷大将
軍正二位大納言贈正一位左大臣従上秋穎室女延文
三年四月廿九月薨五十四法名毋義道号号仁山号
等持院至百年忌贈太政大臣
為頼曰ハ人ハ糧をもて舟をもむる集
みそ人を乗ると考ふ乗へとも十死一生の時に

あらく出来るものなり。是て使くるべし

藤原利仁将軍五代越前押領使為時ノ二男従五位下越前並進補使權守疋田斎藤ノ祖建保六年十二月臨卒ス四十二歳

藤基高曰。世の人に求らるゝは。かしこくあらまほしき事なり。ひとのまつりごとをまもる人は必ず忠をつくすべし。されど大公神宝已下乃人は深山里より出生して吾国にも上古より人の家めしつかふる乃ものは人の事ハ恨をおもうものなり

利仁将軍九代竹田中務重従六位下基ノ二男也

従五位下安房守并越前國下総郡保冠寛元二年六月六卒ス

源頼茂曰。丈士ハ我身のひとつまもりて万物よろしからぬを上とし、万よくことをはらんものしく光瑞をおく多代下とし

源三位頼政ノ男大内守護頼兼ノ子也正五位下兵庫頭大内守護昇殿鎌倉右大臣薨去之後有逆心之間建保七年七月十三日放火ス皇居ヲ即自害ス時四十一

平朝時曰。我乃要とするハ歌乃道なり。能々まなぶべし。味方乃道

を勤弁し、又数万の家代、勢乃氣をえ
げまし、我人、百歳ゆく云ともに負物は巧は法は多く
なるハ必負なり。是ハ良物ハつゝは勝つゝは負をのみ
つゝ

平義時朝臣、二男号若越、従五位下遠江守或江
馬仁治三年出家寛元三年四月六日卒五十二歳
平重時曰、善乃おゝかりしをみるにハ、政乃
善悪をみるにハ、政乃善悪をみるハ賢
臣の用捨をみるなり

平義時朝臣、三男従四位下相模守宝治元三

月補執事、建長八年二月十日出家、永覚弘長
元年三月六十四号極楽寺、子孫多為執事

平時宗曰、人乃位ハ能く高く位を高く物なり。
世よりそれ人の見ひぬ人を登する人ハ、能代知るの
なり。ひさをいよ乗く世になるをひらひろ
ひをておすものハ、ひろをを能く高て、
ひろみを能く物なり。大屋うけ大ぶつ

寂明寺時頼朝臣、男文永元八月廿二執事、従四位
下相模守弘安七年四月晩卒、法名乃果号
法光寺

平時村曰。世能人をあぶらうものハ。奇妙をうる
ゐ出家なり。そもそも人ハまゝ。ゆゑ乃大ゐるハ。聖機を
及ひ。ゆゑ乃ほとけ乃人ハ。ろ成ぬ人ハ。ゆゑ。ゆゑ物
よ。あぶらうさ。ものゆゑ。聖人。文佛乃ゆゑ
しるべ人乃ゆゑ。ゆゑ。ひとつ。ゆゑ。
あらうよ。言を。ゆゑ。悪ハ。ゆゑ。ひ乃外。ゆゑ。
ゆゑ人。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。
ゆゑ。

平相模守政村男也。従四位下武蔵守右京權大
夫。嘉元三年四月廿三。討死。六十四才。奇人

源春氏曰。恨ハ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。
うらみ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。
そ。人。新田。ゆゑ。ゆゑ。人ハ。天下乃害。なり。ゆゑ。人。を。
ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。
乃。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。

足利左馬頭源義氏三男也。従四下左馬督。母氏義
子平春時女。道世。文永七年五月十平。二十七歳。
智光寺。
源義貞曰。不過乃禍ハ。但天運適安。万民愁悲。
よ。多。禍ハ。天。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。

又曰人善分善あるものハ天地是を守護し
人中乃師ゆゑ悪分あるものハ天地是を滅し
みな人皆成そこなひぬ

清和天皇十五代新田二郎朝氏男正四位下左中
将左衛督曇殿建武四年壬七月二於越前国
薄原足羽富流矢自害世八歳

源義興同夫人の御ハ生ある天地よりハ
生ずるゆゑ海ゆ出て年重成年ゆ
海ゆ生ずるものゆゑ海ゆ深ク
根ゆ生ずるものハ生地ゆ死地ゆおもむくゆゑ

ゆゑ死ある生ずるものハ死地ゆ生地ゆ
出ずるゆゑ死地ゆ生ずるものハ物ゆ
ゆゑ死ゆ生ずるゆゑ死地ゆ入るものハ仏神加護ゆゑ
ゆゑなり

清和天皇十六代新田左衛佐正四位下左少将兼
播磨越後守源朝臣義貞二男也正四位下左近衛
少将延文四年十月十三日上野国於矢口渡自害依延
霊成宗新田大明神平
源頼綱同夫人ハ若成安ゆゑ志ゆゑ
影ゆゑ新田ゆゑ民ゆゑ風ゆゑ国家乃

[illegible]乃[illegible]なりの[illegible]屋[illegible]ハ安[illegible]あら
す[illegible]士ハ[illegible]安[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

宇多天皇十二代佐々貴近江守泰綱二男従五位上
備中守院暴殿文永七年蒙勅命江州伊吹山大地
殺長十間蒙御感従四位下暴殿并賜御[illegible]
元亨十二月卒六十七歳長六尺九寸
源義詮延元年中興州国司顕家ニ新田徳寿丸相
摸二郎時行等蹶合ス院猶金[illegible]政[illegible]
り八軍[illegible]ハ[illegible]

備志和三郎桃井備[illegible]守高大和守[illegible]
大名数十人大和延利左馬[illegible]義詮朝臣の[illegible]
[illegible]
上総へ引退て東八ケ国の勢[illegible]何方へ付[illegible]
乃反逆ふ[illegible]軍乃安[illegible]計て[illegible]
[illegible]義乃[illegible]
文[illegible]
[illegible]
乃[illegible]八[illegible]
軍[illegible]

ふたりして軍戦をなせんと欲し
ふを義詮東国乃家臣として出まく種金に
なりうたん歟なを出かたて一戦をもきんとけよせんと
武士ものゝ恥辱なりとも一戦して寄ハ討死をすべし乃ち家
方ハ勢なりとも一戦して破て長尾上杉へ引退て歟
屋こさ事まうしは一方ハ破て長尾上杉へ引退て歟
乃ち乃ち乃ちうひて上杉ハ字治勢多ハ新田義貞
ふたり攻をうんふなりと歟戦をうんさや紛ハ大名ハ
なくなを仰らを上杉ハ
ふとなり

征夷大将軍ゑ氏ゑ二男従二位大納言征夷大将軍
贈従一位左大臣奥治六十二七 他男三十八 宝医院友
童名千寿丸
藤重能建武二年源ゑ氏に種金ハ合戦流利
なりて諸勢勅勘乃ち御方乃
平上杉伊豆国重能軍法ハ勅命をも背をもて
を時の義ふりをして仮綸旨氏ゑ氏ハ
ゑ氏一家生敵をもて背をもて
ひきなり是とゑ氏ゑ
ゑせ軍乃浮義なをて源ゑ足利家軍氏知ゑ書ゑ

武道乃ことハひとりの事ハ賢をもとむる事をきハむ
是乃賢を論ずる事ハ郎座にありて出し給ふ重縁なり
紀乃重人なりとぞ

藤中納言為輔卿三男上杉左大弁説孝十代院讃人
左近将監倹理亮二男曉暴殿伊豆守従五上負
和手呼為師直下知於越前足羽矢木光勝誅

楠正成之ハかくてきて乃わざはいやしくとも謀の
其の紙をあらはしおゝせしやうなるも
の人乃要なり

又曰花盛乃惜こあるハ不如一賢之唯生きと
又曰其乃善悪を志るべき事ぞそのゝ書ぞ紛
乃合しぶ合ふく能きくきそのなり
又曰将ハ常ヶ兵士ら下貧民乃ゟろ乃わきとひをもて
めぐみのしむやうふをすべきなり将ハ國乃産な活し
手附ハ巻乃ゐるし
又曰ハ御主乃国ハつまの郡主乃ところへあつ或ハその
子孫をハかゝる扶助をもん乳を厚しておゝきる
なりがたき人ハ武者乃人ちてあたる成敗をなし其為の
器あるものなり平侍の賢しきまハ危うき事を不ゞ

やうの人は技助をもつて時ふらぬを筋なき強出来て世の人をそこのゝ事をゞ世必その人は氏族の中をさ拾ひ上るを云ものなり。扨世にさいつめさて家の棟梁あらんとおもふ人は落世の人を技助をもつて十種の益あり。第一に大なる勇に有人絶時人第二に義の時に後第三に大約の時に人用ひ不ると第四に上義氣勢をもつて義の合戦に用ひ不多しかは古例を引軍の利はく弁第五に味方大事の時迄の為底を蒙りし時剛勇なる人の言に隙入事

第七

第七に欲國を心く勢の大きにいたると来りすると貴人なる姓氏にしたがつて集つて来りの事をゞ第九に攻つて義の時に入く味方利を事多し第十に此人の為に和よ多し外主量なり結局なるべ

敏達天皇十八代楠左兵衛佐従五位上橘正遠二男本朝中興武器達人多門九右兵衛尉従五位下河内守建武三年五月廿五日於兵庫湊川自害

摂河両国主法名義龍号雲光寺

橘正氏同士うてハ名利にふけりゞ名利をこおと

なる士ハ殺身成仁異朝聖賢の言
国乃ひとつのぶまし名利なきとき武士乃
乃ハ是を書にもとめ不なり恩地をゝびやかしに
正成あるゝらもし勇猛乃和魂乃度あるゝび
らよけ者てをゝさすぶ名利なり正成乃仁勇和
寿ハ
仁ゝ義と勇に成ゝ大ねゝ決ゝ
にあらまし
すゝらみこゝゝ代ゝ武士たゝり なき軍ゝ
し感し 仏しゝハ恥ゝ名利ゝふけゝて身を

ゝるゝ

正成舎弟ゝ 和田七郎ゝ政正季ゝ同時自害法名
見龍ゝ仙岩寺ゝ
橋正行曰父乃遺戒三ゝ乃外ゝ
甚し 世人ゝ生涯乃智ゝ
人ハ生ゝ恩ゝ
ふいゝ 凡士ハゝ乃所正重ゝ
つゝ死をいゝ上ゝ
邪ゝ
乃人ゝ似て欲ゝ

めくまれハ。是中の士なり下士といふハ中の人に似て定
むかしくば義乃ために討死をおそれしむ乃ものなりひト
士なり

正成長子号帯刀左衛門尉貞和五年正月五日河内
国四条縄手合戦之日自害廿五歳法名弁龍
道号雲山号大光寺舎弟二郎正時同自害

源秀長ハ世に無双乃馬の名人なりければ能書文字に
乃達者なく儒乃道乃名人なりし武将軍家に
るま乃名をなし中に先馬毎にこれ物なりとかむ
ぬかず人乃力争ふことあるべからずと御らんじて

ぬかず乗給ふべき御馬をハ御所中にして能々見たま
まひよき不敵なき不残御たまひ沢に奥儀の
奥よおやうき不乃ことを能みきまひ御為り
くらせおもしろくをいそのはる我て馳たまふ
まし御用意をわきれやさきなをとりて馬をよく馳る
ものをかならず是秘蔵乃物事也とぞ

近江源氏秀義入道五男吉田法橋厳秀五男泰
秀二男也将軍家近習無双馬名人也号吉田
源左衛門尉

源顕家曰。軍ハ一万二千五百騎。旅ハ二百五十騎。卒ハ

又十騎あり八騎五騎伍八五人也五人を十倍して卒と
し卒を又倍して旅とし旅を又倍して帥とし
帥を又倍して軍とし軍八ハ式ヶ義て志ハ士を
紙絲で練なして仁勇義勇を絲ふ〻ハ戦闘その
ハ泰山乃如地ヶ如流ヶ如雷乃ごと

村上天皇十一世正二位源准后親房ニ男也鎮主府
將軍奥州國司從二位權中納言建武四年青
廿二日於播州安部野討死
源則祐同人を待ものハ爽ふして紙膳人を待ものハ
ものハ虚ふして紙員なり人を先ものハ爽なり人を

おろ〻ハ虚なり故ものハ紙幾ものハ人を使く教
附ものハ人なり紙員ものハ人を使ふなり

村上天皇十世赤松二郎則村五男号赤松律師
子孫多
源頼康同人を人一乃悪事をとて乃ろ〻ハ
事をとて乃ろ〻ハ一乃悪事をとて乃ろ〻ハ一乃悪事
乃ろ〻ハ一乃悪事なるもの乃ろ〻ハ一乃悪事を捨
乃ろ〻ハ一乃悪事なるもの乃ろ〻ハ一乃悪事なるもの

清和天皇十八代土岐六郎頼清男從四位下飛騨

大補暴殿延文三年五月初生家法名善恵号
氏に逝去故
源師氏日治世乃附浮乃事乃さハかるう
乃礼世乃もとなり言葉乃きこまねハ世乃
乃もとなり
清和天皇十五代山名右京權大夫時氏男右衛門
佐従五下政師義永和二年三月廿日卒五十二歳
法名道賢
源頼基日附とハもちくを先ふるを天下乃
上下附を失ふるなりなり附を知た

良人とも
清和十五代細川刑部大夫頼春三男従四位下右京
大夫應永四年五月七卒五十歳号妙観院
源氏頼日万民常乃ムなさハ執事乃科なり紀事
乃科ハ将軍乃敵ぬかるゆ人乃者良義可有ぬ
を不用利ぬむ事乃者義ハ見る附ハ暴悪ほひ
みて而性とせむ事附乃民乃うまひ天乃罪て災
変となり災変おこるハ国家乃乱上なり
宇多天皇十七世源時信男従五位上右馬権頭

安二年夏月吉神輿入洛之日山徒追拂大内無
事也爲此賞従四下日吉殿加之賜宸筆千載
集尊氏公猶子近江但馬若狭守護應安三年六
月七卒雪江宗永号慈恩寺護法社是也
源義深曰法ハ必ずこれあるの時指者出仁義ハ人乃ちぐれ
無用対ず出学文ハ人乃ちうすきに対する聖なり故ハ
ハ世乃ちみだれあるの時出て世乃ちをさまる　これをわるに人
かしこ是愛の中なるかゆえなり云々

清和天皇十四代畠山尾張守号畠山三郎康暦元年十月二卒号

福寺
源高経曰士乃六奥して佛神をあなどるハ
ハ祥をもとめ二ハ士乃ちをろそかに先ずと云て基婚すなわ
ち敬を対ず儒佛二乃の人のさとりするの道ハ我ハ指の
乃なるを二ハ乃ち後と常をさ絶ず人へざる多大ハ益和を
ふかくおそれ

清和天皇十五代斯波尾張守源家貞男従四位下
尾張守修理大夫引付頭人貞治六年七月卒菩領
始也法名道朝号吳源寺
源直義曰文良ハ多人ハ賞を行なよ先ず賊を也て

後よりの罪量よりまさるべし愛をあらそひ妻を
先にあらそはんとはうるおしひ難あるものなり

源氏將軍舍弟從三位宰相贈從二位延文二年二月
十八日為源氏に被毒害四十五歳

源高貞曰いはまの乃ふしもとの仍ふしに寄すまへい
そのがらは妻後を送るものかしぬまくらけまとを
乃恩ぬしにあらぬ山ちもとの高ぬしのハすく
なし

宇多天皇十三世出雲國主堀合判官貞清男從五位
下隱岐守号堀屋判官康永二年四月朔為高師

直伏誅

源滿貞曰人情乃おこるハ大に成ぬとちるべし情
ち人まとの乃報ぬに佛神守護なしこと人是ぬくむ
ミまと支なし四まと名ぬぬまとしぬまる物乃恩ぬとちるべし
外ぬ量乃恩あつま

清和天皇十五代后京大夫吉良治義男從四位下治部
大輔法名有賢康永天龍寺供養随兵

源滿兼曰人乃俗性なし乃書合まるハ天照太神
乃筋なりおとぬて人乃俗性四こぬぬいなしぬあ
つまくしまの心俗性てまるまる人乃結まるなわと世

國く礼く法國の兵方くふるいて何のく程の
こともなく富貴乃さちいに家を喰く貞氏遠ろおく
ふかり約さうを世なきに氏を性をふる世るなきに氏
米乃ろ物にく生人乃俗性らく知て所腹痛るの
かり

源貞氏ゑ二男基氏孫也関東管領ニ稲田殿従四
位下右馬頭應永十六年七月廿七日卒三十歳
源義満ゑ日ぱくゆ旅俗性ゑくふぐさるの三あり寸
一切かなるものく乳母寸二出家寸三家老なり
又曰人佛神を約米。るの外ろうく乃氏紙りと

ゑの時。唯一能ゑ是福徳ぱくゆ驗ある
米ろうろう人毎ゑ紙約上富ちんとする時紙捨
るものなり。百乃ゑるひ何のもあ氏鶴門乃里奥
を主をうくぬるや

号氏將軍嫡孫征夷大將軍従一位太政大臣准三后ニ
北山殿為後小蓋院御准子故ニ當家始ニ公方応永
十五年五月六日薨五十一歳同年九月太上天皇尊号
但自本家被固辞ニ毎善法寺法印通清女法名道
義道号天山康園院殿
源義持ゑ日號沐約自氏ゆるといへ。重ろを

拾されて無乃もとし人信性高き人
勝に高ぎとれい人多成数弱和ちとの人多
き付多成くこと多の人多貴乃要なり先を高と
れ人とのいまず

義満将軍男従一位内大臣贈太政大臣征夷大将軍應
永三十五年正月十八日薨四十三歳法名道詮道号顕山
号勝定院殿

源義範曰直言は人を成す諫言は人を亡す
八百人乃いらは不離なハ百人乃ほめむ不なり先唯人の
言成ハ名と志ま〻ともを名乃なを志〻ぞ如なり

清和天皇十七代一色兵部少輔源満範男修理大
夫従五位下永享十二年五月十五日於和泉自害号徳
光寺

源爽曰人あるまたさ海ふあるさ乃多乃起外もなしひ
乃まに過ぐらさ人多れく信事をらぐらひるく多さ
まに和ぐふ多のと世にあまこ上はこと下はこと多く
多人ひとまは先ハ先食乃塩多なり人乃ほうもの人
此外事乃多の天下ひ〻ものてあるこのをのきう
まに事の先の事やあ成あさまきき事なり
又四と世大名と多く不名と多く書れみさりまあひあ時

ぞうの言葉みなうるあるまう。なれハ天下國をハ
國を平侍ハ平侍なきハ。ぞくほとまあくとをのをうとう
うとうとて。ぞくひとうしをうを。ぞくを外生べうしを
ざれて仕事をおうひ生しうんハうめぞ。

清和天皇十五代今川五郎範國二男正四位下伊与守九
州探題法名了俊奇人為秀才兼文武達人
源濁家同良醫ハ高弦みをして第代あるを良物ハ民
乃苦ぞさうべしてぞうをうぞ救ふなり

島山基國男從三位尾張守法名道端号真觀
源膳元日。天下を治ぞ人乃。百民乃罪ぞあるを謗

作ぞうをのをが恩約切ぞをのをほうひまうに
をうく第千百人ををうとうを罪人つをじ君ハ
体民ハかけなう体ふ世附新をうをぬ事ぞをうぞ

細川右京大夫持之男從四位下武蔵守文明五年五月十
一日卒法名宗宝道号仁栄号竜安寺
源忠高同思業工夫をうハ義ぞあうををにあう
を同乃ぞうのうをを事なをを形ようを工夫をぞ
同人同親深うく物毎同うくをを人同ぞうをを乃号力文
文能みをうを能ハみうをうをを家乃を家武家の民
家生家乃生家農工高乃農工高ハ世ハまを。なうをのなう

江別佐と貴家廣流也從四位下豊後守東都之守
護武人器達人謙之平遠人也得自然智之
平貞親曰家伐者人國を考る人ハあやうきに吾く
屋をそれひしりおもて家伐ハ屋をくさに吾くあ
やうきをかゝ一道て綿人善くをうこと人ハ良物の業
なりかをの道伐をうるなるを
桓武天皇三十代伊勢ミ守並兵庫助貞國男也從四位
下伊勢守文明五年正月廿一日卒五十七歳号松斬
平貞長曰惡きを者に諫をいゝ事ハ乃ひけをう
て虎の尾をふむらまゝ惡しをれハ者の道を考ふ

ぬらを附ゝの論かゝ一ぱ情よ徒人をうをを考ふ
いふなるべ
桓武十八代伊勢七郎左衛尉貞信二男也從五位下因
播守法名照心永享八年四月七日卒七十二歳
源貞秋曰神明ハなを考ゝ人天下國家ハ
勢をもく保べゝ儉約をもべ賤欲をうくし
論伐ゝ人ゝ婦のあゝ時ハあゝく金ゝ
今川入道了俊息実名舍弟也右兵衛佐從四位下法名
仲言子孫多
源義明曰士あゝの八百乃事ゝ乃道

乃ち者に之を命じて公家の子孫を
求め家乃氏を立つべしと云へり貪婪を恥じやしかるを
関東愛領基氏は六代吉河公方従四位上左馬頭改
氏二男号小弓御所強弓大力弓馬達者也
源義政云曰君忠孝乃ものの我あり節を重敬乃
ものハ利欲乃ものハ劣とぞとるもさらん者も者そこねハ
ちんを信ずるそこで國乃宝のさらんや善をなすまハ
ちやく仁徳よハうかりしに矢吉氏捨く氏乃そこ
ねハうかりし
当氏云八世号東山殿征夷大将軍従一位左大臣贈太
政大臣延徳二年正月七於東山他界五十五歳法名道
慶道号喜山号慈照院殿
源義澄云曰良知ハ人我害をつまびらかにする事を
既に学ぶ事ハ学ぶ人我物んが為なり学ハ人我害を
忘る事ハ学ぶ人我物んが為なり学ハ人我害を
忘る事ハ学ぶ人を教んが為なり学ハ人を教
つまとも学ぶ者ハ各別なり学ハ人を教
学ぶ人我ありやうを学ぶ人我ありやうを
学ぶ人我ありやうを学ぶ人我ありやうを
東山義政云御養子征夷大将軍従二位内大臣贈正
一位太政大臣実政知の子也号近江公方始義通又

義高又義澄永正八年八月高日薨三十一歳号法
住院殿
源氏綱曰文良拾八罪科をのがれて人なせ名人ぞ也
家乃治乱盛衰あり民乃ゆたかあるをのがれ
もして民を治とすべし人乃狼を左りて投豺を
けらん事我邪ふ事を行ふべし
宇多天皇廿二世伯耆貴愛依源頼朝長嫡男也
従四位上近江守兼右衛門督従三位政知の女将軍
義澄取立義村永正十五年七月九日卒法名宗
伯道号月山号雲光寺号馬達者大力身長六尺

八寸依大内造酒之賞昇殿
源氏親曰良拾乃帝より明続二面あり是秘蔵
乃事なり一続を古今望裏続とかなづけ一続を自慢詭
他続とぞつく是を見て時あり生後忽眼あり也
清和天皇廿代今川治部大輔義忠朝臣男也従四
位下修理大夫号増善寺子孫相続号人
藤義鑑曰人乃つくれ仁徳ありてぞ人に接る
事多し一古今をのをぞ孫代乃後を事多し
仁徳をもて物めくむ事あり人ぬ事をすを知べ
し又亜を付よりいかるす是天乃ことわりと

家ハさこそ多くし。不吉を多用ひあり

藤原秀郷廿七代孫西奉行後号探題大友俊理

大夫従五位下義長也従四位下俊理摂大夫此廃流号

某池

大内義隆曰世家ハ孫罪ハ国家代々斧なり孫味を

命とせひらう大敵なり敵ハ是非ハ不及処なり

百済國餘璋王弟三皇子琳聖太子七世孫来于本朝

慰王孫姫賜多々良姓立館舎曰大内以之為称号

元祖正恒廿二世従三位左京大夫七ヶ國守義興男従

二位太宰帥侍従氏子息義長之時大内氏絶

藤助政曰ど世乃君人ゝ云ハ大ゝ大嫡ハなり。ゝ

人ゝ紙ゝ為て大嫡乃ねもとゝくるべゝ

弁舌ゝくゝ知ること物ゝ多ゝ作ゝ物ゝ作ゝ

君ゝ君人ゝ似て見ゝかゝゝ

乃百ヶ条ゝ是ゝ

三条大納言公綱ゝ落ゝ流ゝ助政事実佐ゝ貴愛

領六角正頼朝臣為子ゝ無浅井新三郎賢政女也天

文十一年正月六日卒法名崇龍ゝ馬武器達者為

佐ゝ貴家家ゝ臣也

平貞久曰人毎ゝ人乃福ゝ

若しつゝ何ぞ乃ち志さざるかしいひくいひさ海者は必
ずしもぬ人乃徳を本なわ術を学ばくこそと弱みを
よ人毎貧しうやしむ教なわ人福者を笑しやさ人恵
誠人乃富ハ不富者さ人ハあり仏を聖人を富者
をいやしくさと宮ひ人ハめ式乃法なるべ仁徳と者
ちし貧福をみるべうしに誠人さるものハ是乃を
ゝ乃ゝ丸事かわ

桓武天皇其代伊勢守従守自数男六郎左衛門
尉大永七年二月十三日於清住寺川原討死四十二歳
源持豊曰ど世乃人乃を為ものハ皆愛和多りふ

ちうと智恵ありやしさハ尽おとり部人下の心
上を不通して国家あやうきに相当り上ハ仁義をあ
乃む然ども下ハ礼智乃道こゝ者ゝ上を尽なさしより下
の心ハ上を若く上乃心ハ下ハ若是不法の処なり

新田大炊助義重十一世山名宮内少輔時満男従五位
上右衛門佐法名宗金号遠碧院應仁元年細河
勝元と合戦無立

源満祐曰実乃人ハかゝ不幸流るゝものなり汝ハ
智弁乃ものハ実乃人ハ他の恥をうゝ為
るゝ汝ハ人をあしく幸吉乃人を

公外よりあつてをのまよをかし。於よ他の恥とうくかこ
ろなり

村上源氏赤松二郎入道參心四代大膳大夫從五位下義
則男從四位下右京大夫嘉吉元年六月嘉依將軍義
教公殺諸將一同責下於播州誅之法名性具
源義晴公曰一言よ天下乃人民安ちん事あり一愛公源
義實ちらへて曰ゑの一言なりゑ乃曰一ゑよ玉家と被ら
ん事いん對曰惡乃一言なり故むゝ乃良拍芸ゑと
ちゑん惡ゑあゝちむなり

享祿二年將軍義晴公江州よ出座ゑ乃時。佐々ゑ

定頼ゑ殺ゑ定實と公方義晴公ゑの御同心也
大永元年十二月義晴公元服加冠細川武藏守高
國理髮伯耆守六角義實洞城佐々木彈正忠定頼也
享祿元九月八依三好乱江及御下向被頼六角義實
伯父定頼高嶋郡朽木御座同三年正月於朽木任大
納言正三位下時爰領六角義實也任從四位下叙大膳大
夫天文元年義晴公上洛細川晴元賜諱字為爰領
前爰領義實任從四位上三好海雲等亡同十年將軍
江州下向同十九年江州於高宮太御座五月四日他界
時四十歳法名道懸道号瑞山号万松院殿贈左大臣

従一位源氏将軍十三世也
源持廣同日本乃伝説をうけひみるに西国人のひろむ
さかゆ東国人乃ひろくあつてもやくなり上方筋ハ
人乃ひろかつてもやはやなり上長ハ多あり
上方筋ハ多出る大方ハ多あり
うれしとぞせみうに上方筋乃結士武者数ハ十分
の多行きハ上長と云べき東国西国乃士ハ武
勇ハ多すくなきハ多なり
吉良上総介長氏十一世左馬将伯持清男也号右兵衛
佐依妻実子吉良西条義安養為子号花岳寺

源義元同母家乃吉良ハ民乃うまひを尋
ねるに一そのうまひ食なりぼうまひとうとふ
をぼ家乃ものとうべ民乃ものみをもうぬとハ賊
とぞなり
吉良長氏九代今川俊理太文氏親三男従四位下治ル太文
母大納言宣胤卿女永禄三年五月十九日於三尾国桶狭間
討死号天沒寺
平貞孝同清氏をて国家を治ル人ハ子孫なる也
をもて家を治ル人ハ必なる事ハ子孫ニ及て
乃ものをうれ必ハ捨ものなるべ

一世二世ありて云ひぬはかり

平維衡十八世伊勢備中守従五位下貞盛男也号伊勢兵庫助永禄六辛九月十日於長坂討死実貞時次男也

源晴元曰臣下乃猛威強ハ必主君を侮り猛なる時ハ必主君を害す猛なる時ハ亡国と

細川勝元二男右京大夫源澄元子也右京大夫従四位下

爰領号三淡路

源義藤云曰何をか恐ん爰領義秀謂曰万民の心を察して大事を成と云ハ何をか恐ん又曰何をか

ん謂曰民乃安寧をとりて事ん乃ち万民を統めく先ハ天下治ん也能義秀源ん乃ち時ハ不治なり

永禄元辛十月爰領元ノ即同言なり爰領ハ三淡ハ細川勝元男也細川晴元赤川図之後義秀親臣為爰領

又いとく人成ると大て可ん乎時必悪流生来て乎の乎を捨るあり流大功乃義に時ハ悪を生ずるの害

是ハ有り乎ぞ人人ハ大ハ人ハ

出ずるの中痛ハ

又曰人ハ何く物ちよ筋為ちて必遂言よりて後ぶき

なり。後ろ暗き悪ハそのまゝよあるべ。ひとうと
ゆゝしき物と見て必やうけたまはるべし

天文十五年冬、将軍父子江州下向。十二月十九日於日吉樹下
館元服加冠作。貴後見定頼叙四品勤之。従五位下
征夷大将軍。同廿一年畿落三好和睦。同廿三年改義
輝。永禄元依三好乱江州下向。六月上洛。小白河合戦三好降
参。細川晴元没落。十月六角義秀為義輝。同八年将軍
三好松永等悪不義。六角朝倉以欲討三好松永。三好密
聞之。同五月十九日俄将軍殺。于時世歳。御母関白稙家
公女号光源院殿。法名道号蟠山贈一品左大臣

平貞良同じ世物とうこゝある人も多し。紛を四
すう人もさまなり。孔子乃ち教をもて教をもう
乃ち孔子を正論よりもるの教をし。時乃儒者と云ものハ
物ゝ儒者とこゝ。儒者とこゝ。時の出家と入
家といふべし。況ん三毒乃失宅を出し仏をうし出家出
らくこゝ。その心大偽よりやまり。悪逆の儒乃こゝ
まいぶの三毒乃小家より入家人なまこ入家こゝ。
家に云家。武家より武家。武家より武家。
どゝも大こゝ各別なるべし。毒乃出家と儒者なるこゝ
ちるべし

平維衡十九世伊勢兵庫頭貞孝男也永禄五年九
月十日於長坂山討死
源義秀曰天下乃事ハ人の求まほ敬寿と好求ること
人乃人ハ聖賢乃人なりけん世乃人ハ聰明と外よかやうして世智弁舌とて
人をまのさ言葉をうざわして人乃諫をとりし人ハ
いと乏しかりけり外乃ものを悦ぶ者悪人なり善人ハ内よ仁徳
をはしそ外乃ものを悦ぶ者ハ内よ仁徳
捨じ吾身明乃捨よりつすものをてて活人
なりけり

源氏綱朝臣孫爰領義実之男也号佐々貴爰領
天正九年二月廿日病死三十九歳法名宗源道号光山
号東光寺
源義頼ハ合戦よ吉日良辰をえらぶ唯有の
善悪乃約よりなり善悪なしそのなりのあり
あ拘ハかるべしゆよかりてそりの約乃善悪と云べ
良拘ハ城郭を造るべ善乃元一同と成とし
とえんべく外のく民をめくして邑約をもちやうしの物
先ん他てのくもひ約よりやく言まわそし元ひ我好不
なり

若州武田左馬頭直信七代従四位下大膳大夫源義
統男也従四位下右京權大夫精兵大力身長七尺三寸
母將軍義晴公女天正十年六月四日於江州織山城
討死享三光院実佐貴殿義秀舎弟義統為養
子

平氏政曰。世万に名のらぬ人のと云へ。大方為外ふ
礼なるものなり。又強なるものなり。とかくと云へ。時めく人まさり
ひく。表裏あいくくしきものなり。吾人は法
をかなりして名をし。呼情不
小条新九郎入道早雲法号左京大夫氏康男也従四位

下左京大夫天正十八年七月十日為関白秀吉公生害
源晴信曰。世乱て天下一国を豊あらん是ふりて
天下乃家くらを矢乃あつうひとみるに武法ようの
あるハ希なり。信長ハ弱ハて大嫌なり。是武功
をもとも果して冥加あらし。道信ハ強太ハ
和ハ上方よハ江州六角義賢。是又強勇甚して甚
無なし。義秀の旗ハ浅井長政ハ強ハ士ハ道ハ
うくかなへとも礼世乃財ハ高ハ乃松平蓋
人家康ハ矢おとりとして冥加と甚おのうし。家
康命おくハ必天下乃かの助をハて大ハ馬乃

名あらハまうん

武田伊豆守信元十四代信虎男也從四位下大膳
大夫法名信玄号ニ恵山大僧正達台密禅奥儀武略
達人也甲斐武田若狭武田背新羅三郎之後胤也
天正元年四月十二日病死五十三
平穏虎曰運ハ天よりあり猛ハ胸よりあつぱくハ生よ
りあり伺付を歌をとるるるつよ入て合戦をぜ成付す
おしまつぶんと戦ハいさ生ぶんとそるるハぷの
ハ死めるものなり家と出るもゆしとせるハゆつ
ゆるぶしとおりハ見えかるぬるのなり世の中よふ生

と乃ぶおるるふたりうしとぷ武士そるるハぷ生と男子
へうしハ世一ぷ名ぶ本一

桓武天皇十二代鎌倉平太郎景明勇景弘始而号
長尾自之十四世長尾為景二男也号長尾平三後左
衛門佐從四位下法名謙信天正六年三月十三日病死四
十九又為景上杉顕定家臣也謙信賜上杉相續
朝倉義景曰治世ハ合戦ハ猛勇ハ武ぜ家ぶ
乃政ぶの邪ぶよりうぜ。ぷハ邪よ猛ぜ人を好家ハ必
猛。人とふ好寿生ふ。文よるハめる国ハ苦戦用ふ及
なりぷハたとふたりぶ邪ハ法とめぶ。ぶしてるぷりとるる

邪なきさまこれいとゝ文学よりもそ
ゝ悪事なきいへ明
ゝやく法性の物そし

孝徳天皇四十九代朝倉弾正忠孝景男左兵衛大夫従四位
下越前国主実源氏綱朝臣男多頼義実弟也養
子天正元年七月十八日為平信長に生害自是朝倉
ノ絶

平信長曰ゆとそのしるの地よりくとの人民乃ゝ用ゝ
事ゝるゝ也ゝ用ゝ時三乃ゝ矣あゝ人ゝ也節儀の合戦ゝ池内
あゝ事ゝ二ゝ傷ゝまゝ功ゝを進ゝめゝ十ゝ人ゝこゝ事ゝ
しゝてゝく矣あゝ三ゝるゝみゝやゝむゝやゝるゝ人ゝ話ゝ人ゝ

乃ゝとゝ人ゝ也ゝ乃ゝをゝつゝあゝて。前乃ゝあゝ物ゝ也ゝよゝこゝたゝる傷ゝ
とゝ川ゝ入ゝるゝゝび膳病ゝ乃ゝものゝまゝるゝひゝすゝあゝり

桓武天皇十四代新三位中将平資盛ゝ落ゝ江州津田住
若号ゝ津田権大夫親真ゝ是織田氏ゝ之ゝ祖也此ゝ親実十
五代織田備後守信秀ゝ二男也天文三年ゝ五月廿八日生
童名吉法師従二位右大臣妙六角近江守源ゝ頼治
臣ゝ女実ゝ妹也天正十年六月二依ゝ明知日向守光秀ゝ逆
心ゝ於ゝ京都本能寺ゝ生害四十九歳贈太政大臣従一位号ゝ総
見寺泰山ゝ
大江元就曰ゝ国主ゝ為ゝらんゝ人ゝ政乃ゝをゝうゝく法ゝ内流

乃あくるよりはしくるべきものハ天必殺を亡して
仁徳乃人のあるを必殺乃現なり此乃大義なり人を
殺すものの罪乃殺と異なりして殺人魚を
らくせ捨ようるはらすひあるくものの色の
好不好なるをハ畜生乃殺さるひ毎
のあるものなり畜家乃来ればものをハあ人
てもの乃ごとく是一乃要あるを知べ

大江廣元士代式部大輔従五位上盛元二男号毛
利従四位下右京權大夫始住安芸浦後継毛利家
督

豊臣秀吉云曰天下ハ天下也佛神
仏神よりあるハ吾仏神なり人人なるハ吾是人なり
世界万物万小あるハ吾為世なり
又曰中吾ハ中国よりあるハ文吾国よりあ
為為云天竺曰中是為為易神なり為人ハ濃云曰中
乃人此なげきハ吾天神乃ものやめるおろ
云聚楽乃事乃門前ハ富くあるものの久しかるハ
し出げるそ山中山城ものるハちくらをらるおこれと
てもまた又ハ一かるハ
又曰ものるものの云ハ刑暗和尚乃おるるり又ハ

なりとぞ。ゆえ人也。浦の[illegible]に相ぐらぬ。ものハ。[illegible]を用ひて
儒天安道。[illegible]国乃神々一服して。毎朝一安つ用ゆ。ハ
[illegible]氣雜会。[illegible]病一切乃病をのぞく

秀吉公先祖江州浅井郡人。父尾州愛知郡中村
住人弥右衛門道竹阿弥童名日吉後号木下藤吉郎
又羽柴筑前守賜豊臣姓始号平氏又曰藤原平
信長公忠臣抽軍功之時江州屋形義秀卿与信長
公縁結之日秀吉為其使節往于江州義秀卿太
刀鎧馬并諱字被与之依之号秀吉始元吉追日
四海平治既唐土伐取昇閣白太政大臣正一位慶長

三年八月十八日於伏見城他界六十三号豊國大明
神

源義卿曰。夫理ハ天なり。[illegible]ものハ天也。
[illegible]ものハ。[illegible]ものハ。[illegible]
ふかし
関白秀次公。義卿朝臣ノ事。不[illegible]。其乃時。秀次公。[illegible]天
[illegible]して。物を不[illegible]。世人毎日[illegible]ものを[illegible]
多し。[illegible]時。義卿曰。君大に物を[illegible]世[illegible]
万民大[illegible]。[illegible]上ハ[illegible]礼[illegible]大名[illegible]
[illegible]民を[illegible]ひ[illegible]

まゝ天下乃父母國主ハこと更乃父母なるに親として
子乃くるしミ給ふを臣民ともつかしめる
ハまれ亦一乃物忘にあらずやとあまさハ未だ不面より
在のひかるぬ

前将軍義昭入道昌山養子継ニ足利家ヲ後ニ有昌山ニ
實子ニ千騎依ニ秀吉公命ニ復ス本姓六角ニ從四位上右少
将慶長二年八月依テ昌山之御事ニ解官号ス台山石入道ト
元和九年七月九日薨ス四十七号ス源光院ト或曰此人依テ勅命ニ
六角足利両家相續スと

源竹千世丸十七乃御時三州民俗あしてが童代園藻を
御見物乃為御出まれいさなりしに一方ハ三百人
あなた一方ハ六七十人なるが御出まれ大勢乃方よりしろへ
寄り来りけんとするに竹千世丸ハ大勢乃方
くみしまで負て小勢乃方にくみたまひと云ハせられ
たまふ時まれ所ハ作らるゝやとやせハおの六七十人の
子乃人数多く三百人あなたの方のもの勝んとするハ
大かたのさるなれば大勢乃方へハ味方そのこして故を
みあらず小勢あまたハかならずまくる事も負色しさ作ら
まてし小勢の方ハおそしける果して六七千人乃童子
ともハ一文字に打てかゝり三百人そなたの者を三方色

遊ちらしけるぱよりへとも俗て堂宇に達しそれ
ぱその元性大抵乃黒暈を始しなりとみとの乃つと
をしとりや

源家中興也清和天皇九代新田大炊助賜鎮主府
將軍源義重三男得川三河守義季十六代松平廣
忠卿男也天文十一壬寅年十二月廿六日於三州岩津誕生
慶長元丙子年征夷大將軍淳和正学両院
別當氏長者牛車輦車兵杖左右大臣元和元年任
従一位太政大臣始長康母水野右衛門尉忠正康
女實江州宇多源氏之慶流正福寺城主青木実

康女也元和二年四月十七日他界武筭七十五歳日光
山東照大權現是也
藤長政天正元年八月廿九日伏誅乃時浅井新八郎
向て曰安信長妹聟ナリ
強よしと雖義秀云重臣
ぱ
久とも大なる濱人也人なりみよ
よりてこの事世家義
ま俗へ来代遂乃ものを
浅井俊前守藤原助政男下野寺久政男也号

後前守累代恪貴家臣也旨馬達者能書武
器達人中興義士也
平飛龍九郎時ぞ乃人に仰けるぞ話ることを
知らるるものはかりに知人なるぞ乃ぞ人なるものは
紙さうしのなるぞ無名人を思さまに云るの尺膳
高とのらく云すなりかり保ることなりさまを
知さ海よいひるものらの所しるすそのむまーさいなりと
はるまるひ所よ初めの人なまとも法人法とるんく
なんのうとさばそ義九乃所あるりてはいそざり
ーーうや

平右大臣信長ろ嫡孫也三位中將信忠ろ若君号二
飛龍御子ろ後濃州岐阜城主従三位中納言慶
長五年義城失軍利入高野山廿六歳病死同十年
七月廿七日法名主岩道号松貞号大名院殿
典侍臣市松九十二才時ひ父ろ八公況弟なわ國紀
ろとちろもを況弟吾いを屋ーーさ此なまとも公況弟
なるまはぞ十まそ生るはぞ國とはおろ人とも二三ケ
ふとは天下ぞ乱るはまろ子ぞくはーしまあ
形べさはぞすろ乃事なりぞ世を結はしめ大なる
事なるものなりかくしく物成りぞ人おそれぞ

して。武蔵ものの物なり。所の領主人名なるものを
人家にて物小なるまてひとわなる事あり。とり
豊臣秀吉公取立武勇人也天正十一年七本槍随一後
備前安芸領号福島左衛大夫正則元和五年被除封
國流于信州川中島經年病死
源中法師九十八文乃時日号浅井長政恵を恵と云あり大
宇号人名なるべし七世孫名と云八言葉ふをかり。物毎ちがう
小号恵といふ物よりまはひ人名ひらひするの
と大きに紙を吹とて何方にもかくて賞翫して
我い見ためのと大きなる嫌人とふ形を接ぶところよ也

武士ハ物毎ちがうに号恵を紙ものとなり
やおらよなりとびひ物ひとなり
宇多源氏佐々貴廣源京極宰相高次宇男也従四位
上少将若狭守高房改恵高毋浅井備前守女号長
改世寛永十四年六月十二日卒四十五ヵ法名道長道号
天慶号云要院大政大臣源秀恵公聖也
源龍武九九文乃時磯野丹波守秀昌始号亀寿丸鍔
磯野号吾妻之ものの三光を号うとひとを形て鍔
ゆ六てまつり勢けきこと
ものくらんとて鍔よ入ものとてうとひ

やうこいをして中よりあしびさて當ハ行乃こうや
し又ハ梅乃枝をそしてこゆかわてゆの走るくそ
おそしろけもかこう西まあくあ代ひしげさ
乃ゝ色をそいなめ留んそ破里う西久て後光
はくしかうせ給ひしとなりぱよ代近未関白殿
三宮殿ひゝ梅くゝ感しゝ後ひ園くと達しゝ給
ひゝとなかゝ代人城長乃後月猶者を泊くゝ代徳ふくさ
人なかくしひ

六角源義郷朝臣入道名名石男也始号亀寿丸四郎
正元和九年春元服依永補従五位上民郷

藤原景勝朝臣男也奥州糸沢領元手姓号長
尾上杉氏依相續藤原也四品備摩守

藤原景勝十二歳乃時ぞ父なよ諸つ手行ひゝ
はゝ西結をくゝ
行ゝ人ぞ男乃能と大名ふゝくゝ貴族をくゝ
ふ治絲ぞくゝを色くゝひそ代ち筋を宮春て
扶持をくゝさゝ男ふりをかくゝ乃ゝ人ぞ動
とも多し大将ゝ代ゝて諸侯乃志をくゝぞ姿乃長
經よくゝくゝまゝ事なゝ又ゝ代ゝ乃ふゝよ先祖の忠節
又ゝ代ゝの方代大忠をくゝをハかゝ代ゝくゝ
ゝぞひくゝなゝ

平虎之助十歳乃時ゟ男にむつく間へ乃うまさ
をごさんこかしてつかものハさものむ而あ間ぱものを
ありてをのゝ〻だくてもよりたく人数まうてなり無
かうくをあくてハぱうものハ物ゝさ知恵ハあ
ぱまゝきなりぱそをもひよりうをあるとも物のハなりハ
成まゝきありとゝひ行ひとなり

平将門世七代相馬長門守男也後号大膳亮義
依代〻奥州相馬領

源義弥九歳乃時ゟ父義家ゟ八幡太郎義
ぢきゝ〻ゟ眼ハぱうくに行く平伯乃西ゟこハ撰よ行くぱ

子ゟ時まゝかくハ海ゟ行て行くなりうらうを也ハ
伯ゟそうを申あるよう宮ゟ平侍ハ物毎ゟ
みうにぱをかに乃をみ毎ゟ海ゟ乃
見うなりぱゟハ物毎ゟくなりてみゟ海ゟ乃
ぱやうをうくゟ間なりうとゝひ行ひのしうを

東国吉良相續源三郎義安男上野助義定嫡子也
叙爵従五位下ニ同月侍従兼左兵衛佐
源寛九歳十一ゟ乃時父家康ゟ武蔵を
いさゝ乃ひ行ひくぱのをくを乃ゟ
りんとうゟ時ぱまを門切ゟ乃似合毎ゟぱをとを

なりうしにぱ嘉九夏ハ人をあまさほまくおもうしまうし
ようし長作今をハ御文をもハ何乃ゆゑうし作今きハ天
下をもうべきゆゑなりうと長作しとそ皆人く是を学て
ぢ成長なりれハ学ぶ人なるべからんに数二巻よりその内
さざうしをなりいひしなり

東照大權現才九君達也後号正三位權中納言郷
房卿自然智之大將なり

武家部下之終
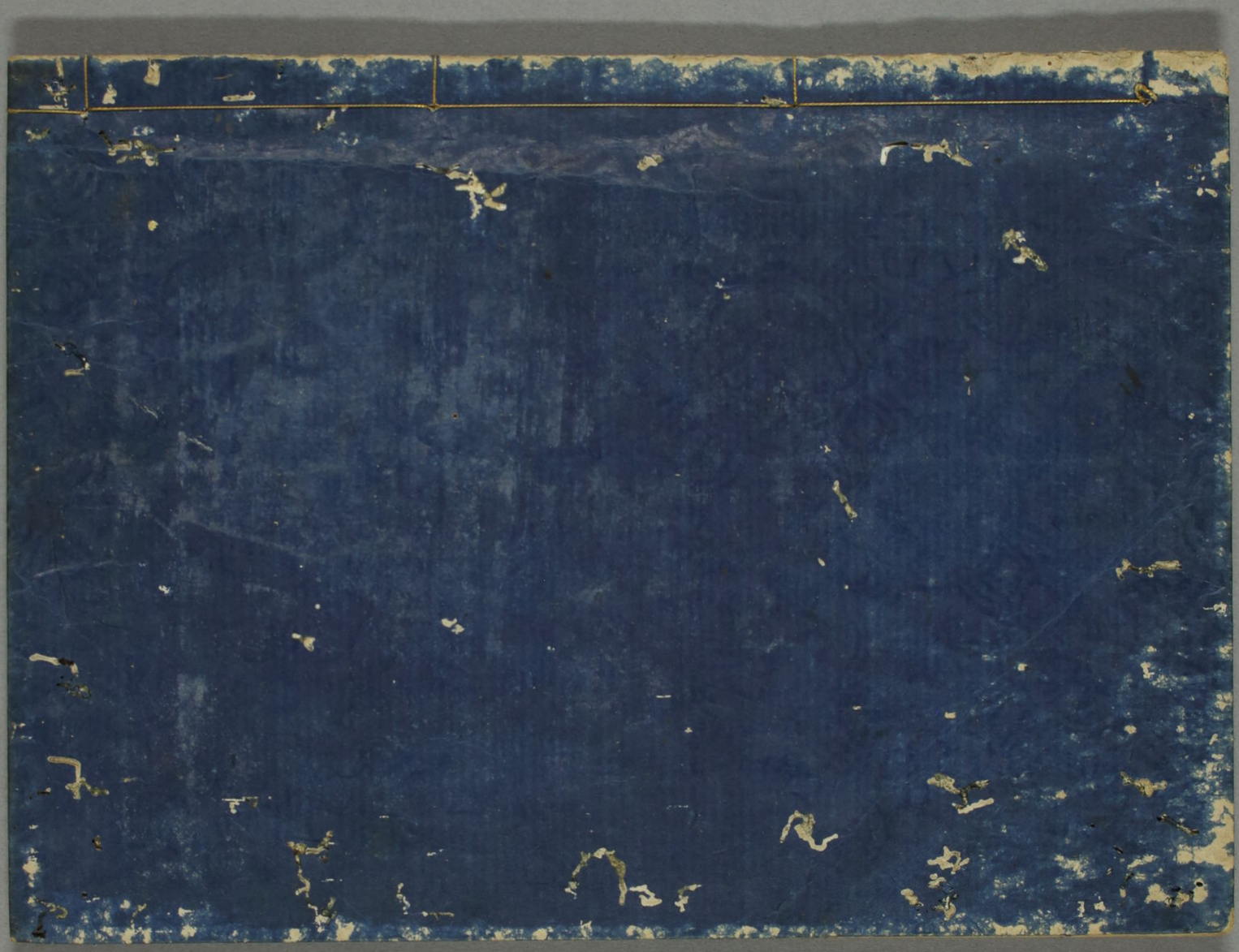
倭論語卷第六終